

IV 欧 州

欧州地域 (EU) 概観

■ 停滞が続く EU 経済

EU (EU27) 経済は、欧州債務危機を発端とする景気後退から抜け出せずにいる。EU 統計局(ユーロスタット)によると、2012 年の EU の実質 GDP 成長率はマイナス 0.3% となり、2011 年の 1.6% から大きく落ち込んだ。景気回復への不信感から内需が減退しており、域内総固定資本形成が前年比 5.5% 減、民間最終消費支出は 0.7% 減となった。こういった状況の中、外需が成長のよりどころとなっており、財貨・サービスの輸出は 2.3% 増、純輸出の寄与度は 1.1% となった。四半期別にみると、2012 年第 1 四半期はかろうじてプラス成長となったが、第 2 四半期以降 4 四半期連続でマイナス成長となり、景気後退が続いている。国別にみると、財政問題に苦しむ南欧諸国の落ち込みが激しく、比較的堅調なドイツや北欧諸国にも悪影響を及ぼしている。

欧州委員会(以下、欧州委)は 2013 年 5 月 3 日に発表した春季経済予測で、2013 年もマイナス 0.1% と 2 年連続のマイナス成長を予測する。加盟各国が取り組んでいる財政再建に向けた構造改革の成果が目に見えるかたちで表れるまでにはまだ時間がかかるとみている。2014 年には控えめながら回復の兆しが期待されるとしているが、継続的な構造改革や政策の実施が欧州債務危機の再燃を防ぐという仮定に基づいたものである。

不況が続く中、欧州中央銀行 (ECB) は信用不安防止

表 1 EU 主要経済指標

	2011 年	2012 年	2012 年				2013 年
			Q1	Q2	Q3	Q4	
EU27							
実質 GDP 成長率	1.6	△ 0.3	0.2	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.7	△ 0.7
民間最終消費支出	0.2	△ 0.7	△ 0.6	△ 0.6	△ 0.9	△ 0.8	△ 0.6
政府最終消費支出	△ 0.2	0.0	0.4	△ 0.2	0.0	0.0	△ 0.5
域内総固定資本形成	3.0	△ 5.5	△ 3.1	△ 6.2	△ 6.6	△ 5.6	△ 5.4
財貨・サービスの輸出	6.4	2.3	2.1	3.2	2.9	1.7	0.4
財貨・サービスの輸入	4.1	△ 0.2	△ 0.3	0.2	△ 0.3	△ 0.3	△ 1.4
ユーロ圏							
実質 GDP 成長率	1.5	△ 0.6	△ 0.1	△ 0.5	△ 0.7	△ 1.0	△ 1.1
民間最終消費支出	0.2	△ 1.3	△ 1.1	△ 1.1	△ 1.6	△ 1.5	△ 1.2
政府最終消費支出	△ 0.1	△ 0.4	△ 0.1	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.5	△ 0.6
域内総固定資本形成	2.6	△ 6.7	△ 4.9	△ 7.8	△ 7.2	△ 6.6	△ 7.0
財貨・サービスの輸出	6.3	2.7	2.6	3.7	3.2	2.3	0.7
財貨・サービスの輸入	4.2	△ 0.8	△ 1.0	△ 0.5	△ 0.8	△ 0.6	△ 1.6

〔注〕 四半期の伸び率は前年同期比。民間最終消費支出は、対家計非営利団体 (NPISH) 消費支出を含む。

〔出所〕 EU 統計局(ユーロスタット)から作成

や景気浮揚のための金融緩和政策を実施している。2012 年 7 月にはインフレ圧力の低下や脆弱な経済成長に鑑み、主要政策金利を 0.25 ポイント引き下げ 0.75% とした。加えて 9 月 6 日の政策理事会では国債利回りが高騰するスペインなどの資金調達を助けるために大幅な国債購入プログラム「アウトライト・マネタリー・トランザクション (OMT)」の導入を決めた。OMT は 2010 年 5 月に始まったこれまでの ECB による「証券市場プログラム (SMP)」と異なり、支援要請国または被支援国で金融市場への復活を目指す国の国債 (1~3 年物) のみを対象とする。期間と金額について ECB のマリオ・ドラギ総裁は、制限は設けず目標を達成するための規模にするとした。

ユーロ圏の消費者物価上昇率は 2013 年 2 月に ECB が目標値とする 2.0% を 2010 年 11 月以来初めて下回り 1.8% となった。その後も安定的に推移したことを受け、ECB は 2013 年 5 月に政策金利を 0.5% に引き下げた。ドラギ総裁はさらなる利下げも示唆している。

■ 金融市場情勢はひと段落

EU は欧州債務危機から脱却するとともに経済成長を促すべく、財政・金融安定化と成長・雇用促進の両輪を軸にさまざまな政策を展開している。金融安定化策としては、2012 年 10 月にユーロ圏諸国を支援するための恒久的金融安定網である欧州安定メカニズム (ESM) が正式に発足した。12 月にはスペインの金融部門再建のため、スペイン政府が設立した金融再編基金 (FROB) に対して最初の資金注入を実施した。これによりスペインを中心に不安定だった金融情勢はひとまず落ち着きを取り戻した。また中長期的な財政・金融の構造改革に向け、2012 年 11 月に欧州委は「高度かつ真の経済通貨同盟 (EMU)」のための詳細計画を発表した。まずは金融ガバナンスを強化すべく、銀行同盟の創設をはじめ銀行監督を強化するための単一監視メカニズム (SSM) の確立を目指す。財政面では「経済通貨同盟の安定・協調・ガバナンスに関する条約 (財政協定)」が 2013 年 1 月 1 日に発効した。英国とチェコを除く EU25 カ国に財政均衡を義務付けるなど、財政規律を厳格化し

EU 全体で経済ガバナンスを強化する。加えて、ユーロ圏の予算や財政管理の調和を目指し、共通の予算策定のルールなどを定めたツープックと呼ばれる二つの規則が2013年5月末に発効した。2014年の予算審議から適用される。

成長政策については、2012年6月の欧州理事会で約1,200億ユーロ規模の成長促進策を含む「成長・雇用協定」に合意した。欧州投資銀行(EIB)の融資能力600億ユーロへの引き上げや運輸、エネルギーなどのインフラ部門でのプロジェクト債の発行、単一市場の深化、税制改革、若年層に配慮した雇用促進などが盛り込まれた。

こういった取り組みにより、被支援国の情勢は改善傾向にある。アイルランドは2012年7月に金融支援要請以来初めてとなる国債(3カ月物)発行を実施し、2013年3月には10年物国債を発行して長期債券市場への復活を遂げ、景気も上向きの傾向にある。また、支援プログラムに沿って国内の構造改革を着々と進めているポルトガルも2013年5月には10年物国債を発行し、長期債券市場に復帰した。ギリシャについては、税制改正をはじめとする財政・構造改革を計画どおり実施することを条件に融資が行われている。しかし、景気が後退する中で不安定な経済情勢が続いている。スペインはESMによる資金注入で金融市場はひとまず安定したものの、マクロ経済や雇用情勢の悪化が止まらず苦境にある。政府は構造改革を進めるが、緊縮策による厳しい財政状況から赤字削減目標の達成時期の延期を余儀なくされるなど、予断を許さない。キプロスについては2013年3月のユーロ圏財務相会合(ユーロ・グループ)で最大100億ユーロの金融支援を決定した。しかし、当初キプロスの銀行の全ての預金者から課徴金を徴収することを支援の条件としたため預金者に混乱が生じ、キプロス議会が支援に必要な法案を否決した。そこでユーロ・グループは再度協議し、課徴金を課すのではなく

2 大銀行の再編策実施を条件とすることで合意した。5月にはESMが1回目の資金注入を行った。

今後、EUでは2014年5月に欧州議会選挙が行われ、10月末には現在の欧州委の任期が満了を迎える。重要な政治日程が控えていることから、改革に向けた大きな決断はできない恐れがある。

■ 域外貿易が景気回復の頼みの綱

ユーロスタットによると、2012年の域内、域外を含むEUの貿易は、輸出が前年比3.5%増の4兆5,168億7,800万ユーロ、輸入が1.9%増の4兆5,469億1,700万ユーロとなった。長期化する景気低迷に伴う生産活動の停滞や域内需要の減退により、伸び率は2011年の2桁台から縮小した。EUの域内貿易と域外貿易の構成比は、輸出が域内62.7%、域外37.3%、輸入が域内60.6%、域外39.4%だった。前年に比べ輸出では1.6ポイント、輸入では0.8ポイント、域内の割合が縮小した。

EUの域内貿易は、輸出が前年比0.9%増の2兆8,304億2,600万ユーロ、輸入が0.6%増の2兆7,558億9,500万ユーロと、前年とほぼ横ばいとなった。ユーロ圏内では輸出は0.4%減、輸入は0.8%減と微減ではあるがマイナスとなった。

一方、EU域外の貿易は、輸出が前年比8.2%増の1兆6,864億5,200万ユーロ、輸入が3.9%増の1兆7,910億2,200万ユーロと、域内貿易よりも伸びが大きかった。域内経済の不調により、引き続き域外貿易へシフトする傾向がみられる。

■ 米国との貿易が牽引

2012年のEUの域外貿易を品目別で見ると、輸出では最大品目の機械・輸送機器類(構成比41.9%)が前年比8.8%増と、年々伸び率は低下しつつあるものの比較的堅

表2 EU27の主要品目別輸出入(域内貿易)

(単位:100万ユーロ,%)

	輸出(FOB)				輸入(CIF)			
	2011年		2012年		2011年		2012年	
	金額	金額	構成比	伸び率	金額	金額	構成比	伸び率
機械・輸送機器類	954,241	943,125	33.3	△ 1.2	932,014	913,190	33.1	△ 2.0
化学工業製品	445,832	456,963	16.1	2.5	448,573	458,485	16.6	2.2
原料別半製品	455,148	435,252	15.4	△ 4.4	436,708	419,002	15.2	△ 4.1
雑製品	311,100	309,086	10.9	△ 0.6	284,386	284,617	10.3	0.1
鉱物性燃料・潤滑油等	224,465	260,328	9.2	16.0	230,770	261,226	9.5	13.2
食料品および動物	232,745	244,396	8.6	5.0	228,197	240,836	8.7	5.5
食用に適さない原材料	95,029	92,846	3.3	△ 2.3	99,775	95,677	3.5	△ 4.1
飲料およびたばこ	35,403	36,873	1.3	4.2	35,812	37,506	1.4	4.7
特殊取扱品	36,413	37,317	1.3	2.5	27,927	31,357	1.1	12.3
動植物性油脂、およびろう	13,591	14,239	0.5	4.8	14,083	13,999	0.5	△ 0.6
合計(その他含む)	2,805,931	2,830,426	100.0	0.9	2,739,965	2,755,895	100.0	0.6

【注1】各企業のインボイス報告などに基づく。

【注2】輸出がFOB、輸入がCIFのため、輸出入金額が一致しない。

【出所】EU統計局(ユーロスタット)

表 3 EU27 の主要品目別輸出入<域外貿易, 通関ベース>

(単位: 100 万ユーロ, %)

	輸出(FOB)				輸入(CIF)			
	2011 年		2012 年		2011 年		2012 年	
	金額	金額	構成比	伸び率	金額	金額	構成比	伸び率
機械・輸送機器類	650,079	707,106	41.9	8.8	442,370	450,875	25.2	1.9
化学工業製品	255,981	276,064	16.4	7.8	155,077	161,688	9.0	4.3
原料別半製品	196,987	205,074	12.2	4.1	184,876	168,185	9.4	△ 9.0
雑製品	157,662	176,979	10.5	12.3	216,754	218,853	12.2	1.0
鉱物性燃料・潤滑油等	101,100	123,701	7.3	22.4	491,771	544,924	30.4	10.8
食料品および動物	63,951	70,658	4.2	10.5	84,308	85,258	4.8	1.1
特殊取扱品	63,147	50,439	3.0	△ 20.1	54,743	72,834	4.1	33.0
食用に適さない原材料	41,109	42,823	2.5	4.2	77,194	71,684	4.0	△ 7.1
飲料およびたばこ	25,148	28,938	1.7	15.1	7,083	7,532	0.4	6.3
動植物性油脂, およびろう	3,891	4,671	0.3	20.0	8,604	9,186	0.5	6.8
合計(その他含む)	1,559,339	1,686,452	100.0	8.2	1,724,207	1,791,022	100.0	3.9

[出所] EU 統計局(ユーロスタット)

調に推移した。輸送機器, 特に乗用車は 15.3%増と前年に引き続き 2 桁の伸びとなった。新車販売がリーマン・ショック後で最高台数を記録した米国向けが 27.9%増と拡大したほか, 中国(11.3%増)やロシア(24.6%増)など新興国向けも引き続き好調だった。メーカー別にみるとドイツの一人勝ち状態で, フォルクスワーゲン(VW), ダイムラー(「メルセデス・ベンツ」), BMW のドイツ自動車大手 3 社が軒並み過去最高の販売台数を更新した。化学工業製品(構成比 16.4%)は 7.8%増, 原料別半製品(12.2%)は

4.1%増と大半の輸出品目で前年比増となったが, 伸び率は低下が続いた。

輸入では, 鉱物性燃料・潤滑油等(構成比 30.4%)が前年比 10.8%増となった。原油価格の上昇により数量ベースでの伸び(0.7%増)を大きく上回った。前年減少した機械・輸送機器類(25.2%)は 1.9%増とプラスに転じた。電気・電子機器の落ち込みを通信・音響機器と事務用機器の増加が補った。

2012 年の EU の域外貿易を国別にみると, 輸出では米

表 4 EU27 の主要国・地域別輸出入

(単位: 100 万ユーロ, %)

	輸出(FOB)				輸入(CIF)			
	2011 年		2012 年		2011 年		2012 年	
	金額	金額	構成比	伸び率	金額	金額	構成比	伸び率
EU27 域内	2,805,931	2,830,426	62.7	0.9	2,739,965	2,755,895	60.6	0.6
ユーロ圏内	1,614,230	1,608,247	35.6	△ 0.4	1,576,111	1,563,860	34.4	△ 0.8
EU27 域外	1,559,339	1,686,452	37.3	8.2	1,724,207	1,791,022	39.4	3.9
EU 加盟候補国	100,847	103,785	2.3	2.9	64,787	64,217	1.4	△ 0.9
トルコ	73,096	75,199	1.7	2.9	48,143	47,814	1.1	△ 0.7
スイス	139,631	133,341	3.0	△ 4.5	93,202	104,528	2.3	12.2
ロシア	108,355	123,218	2.7	13.7	199,922	213,176	4.7	6.6
アジア大洋州	409,189	443,887	9.8	8.5	587,641	579,602	12.7	△ 1.4
中国	136,372	143,863	3.2	5.5	293,692	289,932	6.4	△ 1.3
ASEAN	69,131	81,326	1.8	17.6	95,506	100,035	2.2	4.7
シンガポール	27,256	30,342	0.7	11.3	19,184	21,517	0.5	12.2
マレーシア	11,927	14,530	0.3	21.8	21,321	20,343	0.4	△ 4.6
タイ	12,289	14,800	0.3	20.4	17,683	16,924	0.4	△ 4.3
インドネシア	7,389	9,650	0.2	30.6	16,229	15,395	0.3	△ 5.1
フィリピン	3,978	4,791	0.1	20.4	6,409	5,128	0.1	△ 20.0
日本	49,018	55,490	1.2	13.2	69,229	63,813	1.4	△ 7.8
インド	40,558	38,469	0.9	△ 5.2	39,683	37,296	0.8	△ 6.0
韓国	32,510	37,763	0.8	16.2	36,175	37,861	0.8	4.7
オーストラリア	31,159	33,844	0.7	8.6	14,944	14,480	0.3	△ 3.1
北米(NAFTA)	317,584	351,113	7.8	10.6	238,736	254,787	5.6	6.7
米国	263,791	291,900	6.5	10.7	191,515	205,201	4.5	7.1
湾岸協力会議(GCC)諸国	72,909	83,588	1.9	14.6	57,417	61,036	1.3	6.3
アラブ首長国連邦	33,303	37,123	0.8	11.5	8,988	8,294	0.2	△ 7.7
南アフリカ共和国	26,605	26,622	0.6	0.1	20,557	20,527	0.5	△ 0.1
ブラジル	35,752	39,607	0.9	10.8	38,939	37,092	0.8	△ 4.7
合計(その他含む)	4,365,270	4,516,878	100.0	3.5	4,464,172	4,546,917	100.0	1.9

[注 1] EU 域外貿易は通関ベース, EU 域内貿易は各企業のインボイス報告などに基づく。

[注 2] EU の貿易統計の金額は, 輸出は FOB, 輸入は CIF。そのため域内貿易で輸出入金額が一致しない。

[注 3] EU 加盟候補国: クロアチア(2013 年 6 月時点), アイスランド, マケドニア, モンテネグロ, トルコ, セルビア。

アジア大洋州は ASEAN+6(日本, 中国, 韓国, オーストラリア, ニュージーランド, インド)に香港と台湾を加えた合計値。

[出所] EU 統計局(ユーロスタット)

表5 対中貿易措置(2012年5月～2013年6月)

	対象製品	種別	調査開始公示日	発効日
1	大豆たんばく質製品	アンチダンピング税	2011年4月19日	2012年6月29日 (最終措置)
2	ガラス繊維織物	アンチダンピング税	2011年7月28日	2012年5月23日 (最終措置)
3	アルミラジエーター	アンチダンピング税	2011年8月12日	2012年11月10日 (最終措置)
4	アルミホイール	アンチダンピング税	2011年12月20日	2013年3月14日 (最終措置)
5	有機被覆鋼	アンチダンピング税 相殺関税	2011年12月21日 2012年2月22日	2013年3月16日 (最終措置)
6	ねじ込み式可鍛鉄製管継ぎ手	アンチダンピング税	2012年2月16日	2013年5月15日 (最終措置)
7	陶製テーブルウエアおよびキッチンウエア	アンチダンピング税	2012年2月16日	2013年5月16日 (最終措置)
8	自転車	相殺関税	2012年4月27日	-
9	太陽光パネルおよび関連部材	アンチダンピング税 相殺関税	2012年9月6日 2012年11月8日	2013年6月6日 (暫定措置)
10	ステンレス鋼製突き合わせ溶接式管継ぎ手	アンチダンピング税	2012年11月10日	-
11	太陽光発電用ガラス	アンチダンピング税 相殺関税	2013年2月28日 2013年4月27日	- -

〔出所〕欧州委員会貿易総局ウェブサイトから作成

国(構成比6.5%)が10.7%増と2桁台の伸び率となり、全体を牽引した。中国(3.2%)は5.5%増、ロシア(2.7%)は13.7%増と新興国では前年に続き増加したが、伸び率は前年より低下した。一方、ASEAN 諸国では大半の国で2桁台の成長を記録し、伸び率が前年よりも拡大した。

輸入では、最大相手国の中国(構成比6.4%)が前年比1.3%減となる一方、2位のロシア(4.7%)は6.6%増、3位の米国(4.5%)は7.1%増とプラスの伸びを示した。その他の主要国も域内需要の低迷により前年比減が目立った。

EU にとって域外で最大の輸出相手国である米国については、全体の4割を占める機械・輸送機器類が15.6%増と前年に引き続き好調であった。特に乗用車を中心に道路走行車両が26.4%と大幅に伸び、全体を牽引した。

中国への輸出は、6割を占める機械・輸送機器類が

2.2%増と前年から大きく鈍化し、全体の伸び率の縮小につながった。輸入は電気・電子機器や衣類の減少が響いた。

近年激しさを増す中国との貿易摩擦は収まるどころか悪化している。特に太陽光発電関連製品での貿易紛争の動きが目立つ。欧州委は2012年9月に中国製太陽光パネルの輸入に対するアンチダンピング(AD)調査を、2012年11月に相殺関税(CVD)

調査を開始した。中国製品の不当廉売により損害を被っているとのEUの業界団体による主張を受けての措置である。実際2011年末から2012年上期に、中国企業との厳しい価格競争や公的支援の削減を背景にQセルズやソーラーミレニウムなどドイツの太陽光パネル大手の経営破綻が相次いだ。中国は世界最大の太陽光パネル製造国だが、約8割をEU向けに輸出しているといわれ、EUがADおよびCVDを発動した場合、中国の関連産業への被害は甚大とみられる。ただし、中国から部品を調達する欧州の太陽光発電事業者もあり、一部企業からはこれらの貿易措置が調達コスト増大につながり欧州の太陽光発電産業にもダメージを与えると、欧州委の措置に懸念を示す声もある。欧州委は2013年6月に太陽光パネルについて暫定措置を発動したが、中国当局との協議の末、8月に一

部中国企業と価格約束を締結し、当該企業に対してはAD税を課さないとした。また、欧州委は、パネルだけでなく中国製の太陽光発電用ガラスについてもAD調査を2013年2月に、CVD調査を4月に開始した。

これらの動きに対し中国政府は強く反発し、対抗的にEUからの太陽光発電用ポリシリコン(2012年11月)やワイン(2013年7月)に対するADおよびCVD調査を開始した。欧州委は2012年6月に発表した対EU貿易救済措置に関する年次報告書の中で、名指しこそしなかったが中国を念頭に、貿易救済措置が対抗措置として使用されてい

表6 EU27の国・地域別対内・対外直接投資<国際収支ベース、ネット、フロー>

(単位:100万ユーロ、%)

	対内直接投資			対外直接投資		
	2011年		伸び率	2011年		伸び率
	金額	金額		金額	金額	
EU27 域内	410,388	186,592	△ 54.5	360,851	221,795	△ 38.5
EU27 域外	241,672	158,505	△ 34.4	365,076	170,583	△ 53.3
米国	150,217	99,039	△ 34.1	123,524	15,071	△ 87.8
スイス	19,469	△ 6,058	-	23,291	△ 2,889	-
カナダ	6,954	19,430	179.4	29,257	16,155	△ 44.8
香港	7,610	7,055	△ 7.3	7,917	9,769	23.4
日本	12,072	7,942	△ 34.2	2,408	△ 1,663	-
ブラジル	2,975	△ 2,625	-	28,399	16,149	△ 43.1
中国	3,190	3,530	10.7	17,509	9,957	△ 43.1
インド	957	△ 710	-	14,185	6,014	△ 57.6
ロシア	305	7,415	2,331.1	6,258	9,418	-
合計(その他含む)	652,062	345,096	△ 47.1	725,924	392,379	△ 45.9

〔注〕EU27域内の対内、対外直接投資は理論上一致するはずだが、統計誤差などにより一致しない。

〔出所〕EU統計局(ユーロスタット)

ることに強い懸念を表明した。

また、太陽光以外でも欧州委は 5 月、中国からの通信機器の輸入について職権により AD および CVD 調査を開始した。

自由貿易協定(FTA)が 2011 年 7 月に暫定発効した韓国への輸出は 5 割弱を占める機械・輸送機器類や鉱物性燃料・潤滑油等が好調で、2012 年は全体で前年比 16.2%増となった。輸入は 6 割超を占める機械・輸送機器類が微増ながらプラスの伸びを示した。特に乗用車を中心とする道路走行車両が好調だった。この乗用車の韓国からの輸入増について、フランス政府が自国の自動車産業に損害を与えているとして 2012 年 8 月に事前監視措置の導入を欧州委に要請した。事前監視措置は、EU・韓国 FTA で定めるセーフガード措置に先立ち、1 国または複数の加盟国に集中するセンシティブ分野の製品の輸入が急増した場合など、特定の条件に基づき導入できる。EU への輸入が制限されるわけではないが、輸入には書類の取得が必要となり、将来的なセーフガードの導入も見込まれることから、ある程度の抑制効果を持つ。しかしこの要請に対し欧州委は 10 月に根拠不十分として棄却した。

■ 中国企業による M&A 案件が増加

ユーロスタットによると、2012 年の EU の域内直接投資(対内直接投資)は前年比 54.5%減の 1,865 億 9,200 万ユーロ(国際収支ベース、ネット、フロー)となった。域外からの対内直接投資は 34.4%減の 1,585 億 500 万ユーロとなった。また、域外向けの対外直接投資は 53.3%減の 1,705 億 8,300 万ユーロだった。対内・対外ともに 2011 年の大幅増から一転、減少した。国別にみると、域外からの対内直接投資は 2011 年に引き続き米国が 1 位であったが、域外への対外直接投資は米国の激減により、対カナダが最大となった。

EU の 2012 年のクロスボーダー M&A 案件(2012 年に買収が完了した案件)^(注1)は、被買収側でみると前年比 32.2%減の 2,455 億ドル(3,175 件)、買収側でみると 46.4%減の 2,015 億ドル(3,231 件)であった。世界全体に占める割合はそれぞれ 35.3%、29.0%となった。またこのうち EU 域内のクロスボーダー M&A は、半減し 801 億ドル(1,455 件)となった。域内経済の低迷により、企業活動も停滞した。

2012 年の欧州企業が関係する大規模なクロスボーダー M&A 案件^(注2)としては、フランス GDF スエズの完全子会社であるベルギーのエレクトラベルが英国の卸売発電事業者インターナショナル・パワー(IPR)を完全子会社化したものがあった(129 億ドル)。本案件は 2011 年の両者の一部事業統合と株式取得に続くもので、2 年連続で最高額の

案件となった。また、米産業用電気機器イトンによるアイルランドの同業クーパー・インダストリーズの買収(125 億ドル)もあった。

このほかスイスの食品大手ネスレによる米製菓大手ファイザーの乳幼児用食品部門ファイザーニュートリションの買収(119 億ドル)や、スイスの食品取引大手グレンコア・インターナショナルによるカナダの穀物流通バイテラの買収(74 億ドル)、ドラッグストアチェーンを展開する米ウォルグリーンによるスイスの同業アライアンス・ブーツの株式 45%取得(67 億ドル)があった。このようにスイス企業が関与する大型案件が目立った。

フランス電力公社(EDF)によるイタリアの同業エジソンの株式買い増し(58 億ドル)や英資源大手のアングロ・アメリカンによるダイヤモンド採掘デビアス(本社ルクセンブルク)の買い増し(52 億ドル)など、域内企業間の M&A もいくつかみられた。

また、2011 年に引き続き、中国企業による欧州企業の買収案件の増加が目立つ。全体の件数は減少しているにもかかわらず、中国企業による EU 企業の買収件数は 2011 年の 36 件から 2012 年には 64 件にほぼ倍増した。投資企業の中国・長江三峡集団はポルトガル電力公社(EDP)の株式 21.35%を 35 億ドルで取得した。両者は戦略的パートナーシップを提携し、特に再生可能エネルギー(RE)の部門で双方の強みを生かして、欧州や北米、中南米、アジアなど世界各地での RE プロジェクトを進めるとしている。食品大手の光明食品集団は英国のシリアル食品大手ウィータビックスの株式 60%を 19 億ドルで取得した。中国石油化工集団(シノペック)傘下の SIPC はカナダのエネルギー大手タリスマン・エナジーの英国子会社の株式 49%を取得した(15 億ドル)。このほか、国有原子力発電企業の広東核電集団(CGNPC)による英カラハリ・ミネラルズの買収(9 億ドル)や、中国政府系ファンドの中国投資

(注1) トムソン・ロイター(2013 年 6 月 14 日時点)による。国際収支ベースの直接投資統計は流出と流入の差(ネット)であるのに対し、M&A データは、各 M&A 案件の買収完了額を足上げた数値(グロス)。出資企業の最終的な親会社の国籍と、被投資企業の国籍が異なる M&A 取引をクロスボーダー M&A と定義する。この定義では、直接投資統計には計上されない居住者間もしくは非居住者間の M&A もクロスボーダー M&A に含まれる場合がある。そのほか、直接投資統計では出資関係が 10%以上のみを対象とし、また買収先国で資金調達を行った場合、直接投資統計には含まれない場合があるなど、直接投資統計と M&A データは定義や区分が異なる。しかし、実績では直接投資における M&A の割合は大きく、両者の推移は近似している。本章の「M&A」は、全てクロスボーダー M&A を指す。

(注2) 以下のクロスボーダー M&A の金額は全てトムソン・ロイターの発表による。

表 7 EU27 の対日主要品目別輸出入<通関ベース>

(単位:100 万ユーロ, %)

	輸出 (FOB)				輸入 (CIF)			
	2011 年		2012 年		2011 年		2012 年	
	金額	金額	構成比	伸び率	金額	金額	構成比	伸び率
機械・輸送機器類	16,345	19,333	34.8	18.3	44,759	41,247	64.6	△ 7.8
化学工業製品	13,095	14,501	26.1	10.7	6,863	6,496	10.2	△ 5.4
雑製品	7,864	9,291	16.7	18.1	8,356	7,954	12.5	△ 4.8
原料別半製品	4,209	4,298	7.7	2.1	5,627	5,316	8.3	△ 5.5
食料品および動物	2,707	3,111	5.6	14.9	133	129	0.2	△ 3.1
飲料およびたばこ	1,577	1,656	3.0	5.1	18	24	0.0	32.9
食用に適さない原材料	1,602	1,464	2.6	△ 8.6	816	885	1.4	8.5
特殊取扱品	265	489	0.9	84.7	276	169	0.3	△ 38.7
鉱物性燃料・潤滑油等	512	363	0.7	△ 29.1	1,998	1,197	1.9	△ 40.1
動植物性油脂、およびろう	155	188	0.3	21.3	14	15	0.0	6.5
合計(その他含む)	49,018	55,490	100.0	13.2	69,229	63,813	100.0	△ 7.8

[出所] EU 統計局(ユーロスタット)

(CIC)の子会社ステーブル・インベストメントによるヒースロー空港開発運営会社ヒースロー空港ホールディングス(旧 BAA)の株式 10%取得など英国企業の買収案件が多くみられた。各案件の金額はそれほど大きくないが、欧州債務危機に乗じて欧州企業の資産を取得する中国企業が増えていることがうかがえる。

EUは年々相互の投資が増加する中国と2012年9月の首脳会議で二国間投資協定の早期交渉立ち上げに合意し、2013年5月には欧州委が加盟各国に交渉の権限委任(マנדート)を要請した。投資市場への相互アクセスの改善や投資家およびそれらの資産(技術や知的財産)の取り扱いの向上を目指すとしている。しかし、貿易面では太陽光発電関連製品や通信機器などで紛争が激化しており対立関係にあるため、先行きは不透明な状況にある。

■ 機械・輸送機器を中心に対日輸出が好調

日本との2012年の貿易は、輸出が前年比13.2%増の554億9,000万ユーロ、輸入が7.8%減の638億1,300万ユーロであった。

対日輸出を品目別にみると、3割超を占める機械・輸送機器類は、乗用車が前年比23.9%増となったほか、航空機・関連機器が2.3倍と大幅に拡大し、全体では18.3%増となった。日本自動車輸入組合(JAIA)の発表によると、2012年の外国車メーカーの輸入車新規登録台数は前年比22.9%増となり、1997年以来初めて30万台を超えた。また航空機は、ジェットスター・ジャパンが2012年にエアバス機を10機受領するなど、フランス大手エアバスからの引き渡しが増えたことによるものとみられる。また、化学工業製品(構成比26.1%)は10.7%増で、特に医薬品が20.0%増と前年を上回る伸び率となった。

対日輸入は全体的に低調となった。6割超を占める機械・輸送機器類で乗用車が1割以上落ち込んだほか、一般工業用機械や原動機がマイナスに転じたことなどから、全体でも前年比7.8%減となった。欧州債務危機に伴う域

内需要の減退により全世界からの機械・輸送機器の輸入は減少傾向にあり、日本もその影響を免れなかった。食料品および動物(0.2%)は3.1%減となった。EUが東日本大震災後に日本産食品に対する規制を強化したことが影響しているとみられる。とはいえ、2012年10月からは全ての酒類を規制の対象外とするなど、震災に伴うEUの規制は緩和の傾向がみられた。2013年4月の放射線検査分析報告書の添付対象品目の見直しでは、9都県からの梨やホタテ貝などについて不要とする一方、新たにそば粉や牛肉など添付を求める品目を追加するなど、分析報告書に基づき実態に沿ったかたちで品目を調整した。EUはモニタリング検査の結果を基に定期的に規制の見直し・変更を行っている。次の見直しは2014年3月までに実施される予定である。

2012年の日本との直接投資は、日本からEU向け直接投資が79億4,200万ユーロ、EUから日本向け直接投資が16億6,300万ユーロの引き揚げ超過となった。EU向け直接投資は前年比34.2%減、日本向け直接投資は2011年のプラスから引き揚げ超過に転じた。

日本銀行国際収支統計(地域別・業種別)によると、日本企業の対外直接投資について欧州の中で最大なのは英国向けで、フランスが2位に続いた。英国企業が関連するM&Aとしては、電通が英広告大手イギリス・グループを43億ユーロで買収した大型案件があった。イギリス・グループは欧州を中心に北米、南米、中東アフリカなど80カ国・地域に拠点を置き、デジタルソリューションに強みを持つ。電通はデジタル分野でのグローバルな事業基盤と、需要が拡大する統合ソリューションの提供基盤の確立を図っている。また、ソニーがスウェーデンの通信機器大手エリクソンと折半で共同出資していたソニー・エリクソン(本社機能英国)を完全子会社化した(15億ドル)。社名をソニーモバイルコミュニケーションズに変更し、携帯電話事業をエレクトロニクス事業に取り込み、スマートフォン、タブレット、テレビ、パソコンなどの幅広いネットワーク対応の

製品開発を加速するとした。このほか、金銭処理機や自動販売機、カードシステム・サービス機器などの開発・製造・販売・保守サービスを行っているグローリーによる英同業のタラリス・トプコの買収やワコールによる英同業イヴィデンの買収などがあつた。

フランスの企業が関連する M&A 案件としては、豊田通商によるフランス系大手商社 CFAO の株式 97.81% を取得し子会社化したものが大きかった(23 億ドル)。西アフリカ中心に自動車や医療関連製品を販売する CFAO を取り込み、今後成長が期待できるアフリカ市場での販路を確保するとしている。また、自動車内装部品製造の豊和繊維工業によるトラミコ・オートモーティブ・フランスの自動車部品事業買収や、楽天による物流大手アルファ・ダイレクト・サービス(ADS)の完全子会社化などがあつた。楽天は 2010 年にフランス最大の電子商取引サイト運営ブライスマニスターを買収しており、今回の買収により物流サービスを強化し連携を図ることで欧州、米国、アジアでのサービス展開を本格化する。

分野別では資源・エネルギー関係の買収も活発で、日立製作所は英国の原子力発電事業開発ホライズン・ニュークリア・パワー(ホライズン)を、ドイツのエネルギー大手であるエーオン(E.ON)および RWE から 11 億ユーロで買収した。英国での老朽化した原子力発電所の建て替え需要を予測してのものであつた。今後ホライズンの保有地 2 カ所で 1,300 メガワット級の原発施設を 2~3 基建設し、2020 年代前半の運転開始を目指すとしている。三井物産は英国エネルギー大手の BP から北海域アルバ油田などの権益を 3 億ドルで取得した。また、東京エレクトロンがスイスの太陽光パネル製造エリコン・ソーラーを買収した案件もあつた。

このほか、欧州企業との協業により、新興国を中心とする域外の成長市場の取り込みを狙った案件も目立った。三井住友銀行、三井住友ファイナンス&リースおよび住友商事からなる投資グループは、英大手金融機関ロイヤルバンク・オブ・スコットランドからグループ傘下の航空機リース事業 RBS アビエーション・キャピタル(本社アイルランド)を買収した。新興国市場の成長に伴う航空旅客輸送量の増加や格安航空会社(LCC)の台頭などによる航空機への需要拡大を見込む。アジアをはじめとする新興国の航空需要を取り込み、事業の拡大を図るとしている。伊藤忠商事はフィンランドのパルプ大手メツァファイバーの株式 24.9% を取得し、同社が保有する豊富な森林資源による安定供給を確保することで、増大する紙需要に呼応して中国や北米をはじめ世界各国での事業展開を強化するとしている。

また、アデランスによるフランスの医療用ウィッグ(かつら)

製造販売最大手ル・ヌーベル・エスパセ・ボーテの買収や、コーヒー大手 UCC ホールディングスによる同業ユナイテッドコーヒー(本社スイス)の買収、日本たばこ産業によるベルギー同業のグリソン買収、明治安田生命保険のポーランド保険大手 2 社(オイロパ・グループ、ワルタ)の買収など、欧州の市場開拓・拡大を目指す同業間での買収案件もあつた。

EU から日本向けの投資では、特に卸売・小売業で引き揚げ超過が目立った。事例としては、英小売り大手テスコが日本撤退を表明(2011 年 8 月)し、2012 年 6 月にイオンに株式 50% を売却した。同社は合併企業として 4,000 万ポンドを投じて事業の再構築を図り、以降は日本事業に拠出しないとした。また英銀行大手 HSBC グループの日本法人である香港上海銀行と HSBC 証券のおののが、日本におけるプライベートバンク事業をクレディ・スイス銀行東京支店およびクレディ・スイス証券に譲渡すると 2012 年 6 月に発表した。他方、比較的大きな対日 M&A 案件としては英ペルミラファンド傘下のファンドによる回転寿司チェーン大手あきんどスシローの買収(11 億ドル)があつた。

■アイスランドとの加盟交渉に暗雲

EU 拡大については、クロアチアが 2013 年 7 月 1 日に 28 番目の加盟国となった。旧ユーゴスラビア構成国としては、スロベニア(2004 年 5 月加盟)に続いて 2 番目となる。人口は約 450 万人だが、中・東欧の中で所得水準が高く、消費市場としての成長が期待されている。

2010 年 7 月に交渉を開始したアイスランドは、2013 年 4 月の総選挙で EU 加盟反対派 2 党による連立政権となった。政府は EU 加盟交渉継続に関する国民投票を今後実施し、それまでは交渉を中断することを 2013 年 6 月に公表した。交渉分野の中で漁業問題が大きな懸念材料となっており、加盟までは前途多難な状況にある。

トルコとは 2005 年に交渉を開始したが、キプロス問題やドイツをはじめ主要国の反対により事実上交渉は中断している。35 の交渉分野のうち 1 分野しか完結しておらず、トルコでの反政府デモへの対応をめぐる懸念が生じたこともあり、先行き不透明な状況となっている。

モンテネグロとは 2012 年 6 月に正式に加盟交渉を開始した。2013 年 4 月時点で、全 35 の交渉分野のうち、科学・研究と教育・文化の 2 分野で交渉を終えている。

2012 年 3 月に加盟候補国となったセルビアについては、コソボとの関係正常化が課題となっていたが、度重なる協議を経て 2013 年 4 月に正常化に向けた合意に達した。これを踏まえて欧州委は同月、セルビアの構造改革の一定の成果を認めるとともに、EU が加盟交渉を開始すべきとする報告書を発表した。

表 8 EU の FTA 発効・署名・交渉状況

	FTA	(単位:%)		
		EU(域内, 域外含む)の貿易に占める構成比(2012年)		
		往復	輸出	輸入
発効済み	EU(欧州連合)	61.6	62.7	60.6
	EU・スイス自由貿易協定	2.6	3.0	2.3
	欧州経済領域(EEA)協定(リヒテンシュタイン, ノルウェー, アイスランド)	1.7	1.2	2.3
	EU・トルコ関税同盟	1.4	1.7	1.1
	EU・韓国自由貿易協定	0.8	0.8	0.8
	EU・アルジェリア連合協定	0.6	0.5	0.7
	EU・メキシコ連合協定	0.5	0.6	0.4
	EU・南アフリカ共和国通商・開発・協力協定(TDCA)	0.5	0.6	0.5
	EU・イスラエル連合協定	0.3	0.4	0.3
	EU・モロッコ連合協定	0.3	0.4	0.2
	EU・エジプト連合協定	0.3	0.3	0.2
	EU・チュニジア連合協定	0.2	0.2	0.2
	EU・チリ連合協定	0.2	0.2	0.2
	EU・セルビア安定化・連合協定(SAA)	0.2	0.2	0.1
	EU・コロンビア貿易協定	0.2	0.1	0.2
	EU・ペルー貿易協定	0.1	0.1	0.1
	EU・レバノン連合協定	0.1	0.1	0.0
	EU・ボスニア・ヘルツェゴビナ安定化・連合協定(SAA)	0.1	0.1	0.1
	EU・中米諸国連合協定(ホンジュラス, ニカラグア, パナマ)	0.1	0.0	0.1
	EU・ヨルダン連合協定	0.0	0.1	0.0
妥結済み	EU・モンテネグロ安定化・連合協定(SAA)	0.0	0.0	0.0
	EU・パレスチナ自治政府暫定連合協定	0.0	0.0	0.0
	EU・シンガポール自由貿易協定	0.6	0.7	0.5
	EU・ウクライナ連合協定	0.4	0.5	0.3
	EU・中米諸国連合協定(コスタリカ, エルサルバドル, グアテマラ)	0.0	0.2	0.1
	EU・シリア連合協定	0.0	0.0	0.0
	EU・グルジア連合協定	0.0	0.0	0.0
交渉中	EU・アルメニア連合協定	0.0	0.0	0.0
	EU・モルドバ連合協定	0.0	0.0	0.0
	EU・米国包括的貿易投資パートナーシップ(TTIP)	5.5	6.5	4.5
	EU・ASEAN 自由貿易協定(交渉停止中)	2.0	1.8	2.2
	EU・アフリカ・カリブ海・太平洋(ACP)諸国経済パートナーシップ協定(EPA)	2.0	1.8	2.1
	EU・湾岸協力会議(GCC)自由貿易協定(交渉停止中)	1.6	1.9	1.3
	日本・EU EPA/FTA	1.3	1.2	1.4
	EU・メルコスール連合協定	1.2	1.3	1.2
	EU・インド自由貿易協定	0.8	0.9	0.8
	EU・カナダ包括的経済・貿易協定(CETA)	0.7	0.7	0.7
	EU・リビア枠組み協定(FTA 含む)	0.4	0.1	0.7
	EU・マレーシア自由貿易協定	0.4	0.3	0.4
交渉開始検討中	EU・タイ自由貿易協定	0.4	0.3	0.4
	EU・ベトナム自由貿易協定	0.3	0.1	0.4
	EU・アゼルバイジャン連合協定	0.2	0.1	0.3
	EU・ベラルーシ連合協定	0.1	0.2	0.1

【出所】 欧州委員会貿易総局資料および EU 統計局(ユーロスタット)から作成

一導導入を認めるよう EU 閣僚理事会(理事会)に提案した。2013年3月のユーロ導入申請時には満たしていなかった財政赤字と消費者物価上昇率の収れん基準をクリアし、条件を全て満たしたと判断された。投資増による為替コストの低下や社会不安の軽減といったメリットが期待される。

■ 日本、米国とメガ FTA 交渉開始へ

日本とEUは日EU EPA/FTAの交渉を2013年3月25日に開始し、4月に第1回会合をブリュッセルで開催した。交渉範囲などを定めるスコーピング作業の終了を受け、EUでは交渉開始に向け手続きが進められていたが、2012年11月の外相理事会で欧州委への交渉権限(マנדート)付与を決定した。協定は関税だけでなく非関税措置、サービス貿易、投資や知的財産権などを含む包括的かつハイレベルな内容となる見通しである。EUは自動車分野などでの非関税措置や政府調達市場アクセスの改善などを求めている。定期的な会合を通じて早期妥結を目指す。

コソボについては加盟交渉の前提となる安定化・連合協定(SAA)のフィジビリティ調査を実施し、2012年10月に発表した結果報告書の中で法の原則や司法、人権などの面で構造改革が着実に進んでいると評価した。この調査結果を踏まえ、2013年4月には欧州委が理事会に対してSAA交渉開始を勧告した。

マケドニアとの加盟交渉はギリシャとの国名をめぐる対立があり開始されていない。欧州委は2012年10月に発表した進捗報告書の中で、国連の支援の下で両国が容認し得る解決策を精力的に模索すべきだとしている。なお、欧州委は2013年6月に、2014年1月からのラトビアのユ

米国とは、2013年2月に両国・地域間の包括的貿易投資パートナーシップ(TTIP)の交渉開始に向けた手続きを進めることで合意した。6月の外相理事会で欧州委へのマンドート付与を決定し、同月開催された主要8カ国首脳会議(G8サミット)の場で両国・地域の首脳が交渉開始を宣言した。7月8~12日に第1回交渉会合を開催した。特に相互の非関税障壁・規制問題の改善に期待が高まっており、利害関係者間の議論が活発化している。両国・地域は早期妥結を目指すとしているが、ハイレベルな内容の合意を得るには十分な時間がないと危ぶむ声もある。規制問題の最大の課題の一つである遺伝子組み換え(GM)

食品の規制など衛生植物検疫措置 (SPS) での両者の隔たりは大きく、自動車基準の相互承認についても認証制度の違いをどのように調整するかという課題が残る。両者とも交渉開始後も産業界を中心とした民間との対話を継続して行う予定だ。

ASEAN とは最終的に地域間での FTA 締結を目指しているが、まずは個別国との交渉に取り組んでいる。最も進んでいるシンガポールとは約 2 年半の交渉を経て 2012 年 12 月に交渉妥結を宣言した。夏前の仮調印を目指して実務的な作業が進められている。2012 年 4 月の交渉会合以降、下院選を理由に事実上中断していたマレーシアとの交渉は、2013 年 5 月の選挙結果を受け進展が期待される。特に、マレーシアは 2014 年 1 月から一般特惠関税 (GSP) の対象外となり一部製品の関税が上がるため、在マレーシア日系企業も影響を受ける。そのため早期妥結が望まれるが、サービスや外資の規制、自動車産業保護政策、政府調達、「ブミトラ」といわれるマレー人優遇政策など課題は多い。ベトナムは 2012 年 6 月に交渉開始を宣言し、2013 年 4 月までに 3 回の交渉が行われた。同国の主要輸出品目である革靴製品・縫製品の原産地規則や非関税障壁が課題といわれる。EU は 2013 年 3 月にはタイとの FTA 交渉開始を宣言し、第 1 回交渉が 5 月に行われた。タイは EU との FTA に消極的だったが、新しい GSP 規則により 2015 年から GSP の対象から外れる見込みとなったことで国内の議論が加速した。ミャンマーについては欧州委が 2012 年 9 月に GSP に基づく特惠措置の対象に復帰する提案を行った。2013 年 5 月に欧州議会が、6 月に理事会が採択した。6 月末に官報に掲載され、7 月中旬から復帰した。ミャンマーは後発開発途上国 (LDC) として位置付けられており、「武器以外全て (EBA)」特惠関税制度の下、ほとんどの関税がゼロとなる。適用は 2012 年 6 月 13 日に遡及するとなっており、同日以降のミャンマーから EU 向けの輸出については申請すれば関税が還付される。ミャンマーの政情改善、各国との交渉の進展を踏まえ、ASEAN 全体との FTA 交渉の再開も議論されている。

2007 年 6 月に交渉を開始したインドとの FTA は、自動車関税やサービスなどで妥協点が見いだせず合意に至っていない。インドは 2014 年に選挙を控えており、交渉を妥結できるかどうか、正念場だ。

2009 年 5 月に開始したカナダとの包括的経済・貿易協定 (CETA) の交渉は大詰めを迎えている。農産品の関税や地理的表示、政府調達やサービスなどで意見の食い違いが残っており、閣僚レベルを含め最後の調整が続く。

ウクライナとは、「高度かつ包括的な FTA (DCFTA)」を含む連合協定の交渉を既に終えている。しかし、ユリヤ・ティモシエンコ前首相の処遇をはじめとする政治・司法面

での問題が障害となり署名が先送りとなっている。2013 年 2 月の EU・ウクライナ首脳会議では、この問題の解決を条件に、11 月の署名を目指すことが確認された。そのほかの東方パートナーシップ対象国については、モルドバと DCFTA 交渉が進んでいる。

中南米については、アンデス共同体 (CAN) のうちペルー、コロンビアとの FTA に 2012 年 6 月に署名し、ペルーとは 2013 年 3 月に、コロンビアとは 8 月に暫定適用を開始した。中米 6 カ国 (コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、パナマ) との FTA を内包する連合協定については、2012 年 6 月に署名し、12 月には欧州議会が承認した。うちホンジュラス、ニカラグア、パナマについては、2013 年 8 月に暫定適用を開始した。残りの国についても各国の批准手続きが完了次第、随時適用開始が見込まれる。2010 年 5 月に交渉を再開したメルコスールとの FTA は、同地域の保護主義的な傾向や域内政治情勢が交渉に影を落としているが、2013 年 1 月の閣僚級会合では 2013 年中に市場アクセスオファーを交換することで合意した。

中東・アフリカの地中海諸国とは既にほとんどの国と FTA を内包する連合協定を結んでいるが、同協定でカバーされていないサービスや政府調達、投資保護、知的財産権保護などを含めた DCFTA の締結を目指している。モロッコとは 2013 年 3 月に交渉を開始し、4 月に第 1 回会合を開催した。エジプト、ヨルダン、チュニジアとの間では DCFTA について 2011 年 12 月に欧州委へのマנדート付与を決定したほか、ヨルダン、チュニジアとはスコーピング作業が進んでいる。イスラエルとは医薬品の基準認証の相互承認を認める協定が 2013 年 1 月に発効した。

EU と地中海諸国の原産地規則の共通化を目指す汎欧州・地中海原産地規則に関する地域条約については、2011 年 6 月の EU の署名を皮切りに参加各国で批准手続きが進められている。批准が完了した国から随時発効しており、発効した国・地域間では同条約の原産地規則が適用される。これまでは各国・地域ごとに二国間の議定書を結び原産地規則を運用していた。今回、規則を一本化することで、第三国間同士で議定書を締結していなくてもおのおのが同条約を批准すれば多国間累積の原産地制度を活用できる。これにより EU は地中海および西バルカン諸国との貿易活性化を図る。

アフリカ・カリブ海・太平洋 (ACP) 諸国との経済パートナーシップ協定 (EPA) 交渉は、2012 年 5 月にアフリカ東南部 4 カ国と暫定発効した。しかし、EPA 交渉は全体的に停滞している。背景の一つとして、EPA 締結の前提となる暫定協定の交渉を終えていれば、EU の対 ACP 諸国の関税は EPA 批准前でも無税とされていること (理事会規則 1528

／2007 による)がある。これにより ACP 諸国の関税はほとんどが無税とされており、ACP 諸国の交渉インセンティブを失わせている。そこで欧州委は現状を打開すべく、批准に必要な措置を取っていない国を同規則の対象外とする提案を 2011 年 9 月に発表した。ACP 諸国への影響を懸念する欧州議会の反対もあったが、対象から外れる時期を遅らせることで妥協し、2013 年 5 月に理事会が採択した。これにより、2014 年 10 月 1 日から多くの ACP 諸国が同規則の適用対象外となる。

■ エネルギー効率化指令が発効

EU の環境・エネルギーに関する最近の動きをみると、化学物質規則(REACH)については、EU 域内で年間 100～1,000 トン製造または輸入する化学物質の登録が 2013 年 5 月末に期限を迎えた。欧州化学物質庁(ECHA)によると、3,215 社から 9,084 の申請があったという。最終的な登録件数は 2013 年 9 月初旬にも発表される予定である。次の期限は 1～100 トンの物質の登録で、2018 年 5 月 31 日までとなっている。なお、欧州委は 2013 年 3 月に中小企業の登録手数料を引き下げる改正実施規則案を採択した。REACH がコスト面で大企業に比べ中小企業に過大な負担を強いているため、その軽減を目指す。

エコデザイン(EuP/ErP)指令に基づく製品ごとのエネルギー効率性規制については、水ポンプ(欧州委規則 547/2012)についての実施規則が 2012 年 7 月に、家庭用の回転式乾燥機(同 932/2012)の実施規則が 2012 年 11 月に、指向性照明、LED 照明および関連機器(同 1194/2012)の実施規則が 2013 年 1 月に、コンピューターおよびサーバー(617/2013)の実施規則が 7 月に、掃除機(666/2013)の実施規則が 8 月におおの発効した。水ポンプは 1 月から、コンピューターおよびサーバーは 7 月から既に適用開始しており、家庭用回転式乾燥機は 11 月 1 日から、指向性照明、LED 照明および関連機器は 9 月 1 日から、掃除機は 2014 年 9 月から段階的に効率規制が強化される。また、2011 年までの作業計画の後継として 2012 年 4 月の採択が目指されていた 2012～14 年までの作業計画が、2012 年 12 月によく採択された。この中で欧州委は 2014 年までの実施措置の採択を目指して、優先的に準備調査などを行う製品群を八つ挙げた。窓製品やスマートメーター、水関連製品などが含まれる。また、前回の作業計画などの中で優先製品として挙げられたものの実施措置の採択に至っていない製品で、直近優先度の高いものとしてはボイラーや温水器、コーヒーマシン(非サービス産業用)などがある。暖房・給湯器具は既に規則案が公表されるなど、今後も続々と実施規則の採択

が見込まれる。

製品のエネルギー性能を可視化することで省エネ製品の普及を促すエネルギーラベルについては、タイヤへの貼付が 2012 年 11 月に適用開始された。燃費性能に加え、ブレーキ性能と騒音量に関する情報も盛り込むことが義務付けられている。また、電球・照明に関しては、既存のラベル対象機器に LED など新しい技術を活用したものが含まれていなかったため改正した。新しいラベル規則は 2012 年 10 月に発効し、2013 年 9 月から段階的に適用される。

2020 年までにエネルギー効率を 20%引き上げる目標を達成するための具体策を盛り込んだエネルギー効率化指令が 2012 年 12 月に発効した。域内のエネルギー事業者に対し最終消費者へのエネルギー販売量の削減を義務付けることや、加盟国に対しエネルギー効率基準に基づく公共調達を義務付けることなどを柱としている。しかし、焦点となっていた加盟各国の目標値に法的拘束力を持たせることについては、英国、ドイツ、フランス、オランダ、スペインなど主要国の反対があり実現しなかった。このため数値そのものには法的拘束力を持たせず、目標達成のための手段を導入するよう加盟国に義務付けるにとどめた。加盟各国は 2014 年 6 月までに指令に沿った国内法の整備が義務付けられている。

2012 年は歴代 1 位の金額となるカルテル制裁の案件があった。欧州委は同年 12 月、テレビやコンピューターのブラウン管でカルテルを結んでいたとして、関係企業に総額 14 億 7,000 万ユーロの制裁金を課すと発表した。韓国サムスン電子や LG 電子、オランダのフィリップスや日系企業などを含む計 10 のグループ・企業が対象となる。

また、知的財産権の分野では、2012 年 7 月に欧州議会が模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)を批准しないとする議案を、圧倒的多数で採択した。ACTA は知的財産権の侵害に対処することを狙いとされたもの。知的所有権の貿易関連の側面に関する(TRIPS)協定などといった既存のルールを補完・強化する枠組みとして先進国が中心となってルール作りを行い、2008 年 6 月に 11 の国・地域が協議を開始したが、交渉開始当初から一部でインターネット上の表現の自由を侵害するものだとの主張があり、議論を呼んでいた。今回の欧州議会の批准拒否の結果を受けて、推進派の欧州委は EU の ACTA 加入が完全になくなったわけではないと主張した。欧州委は ACTA が EU 市民の基本的な権利や自由を侵害するものかどうかについて、EU 司法裁判所に意見を求めていたが取り下げた。そのほかの国々でも日本を除き批准作業が進んでおらず、発効に至るかどうか先行きは不透明な状況にある。